

平成 29 年東京都公衆浴場入浴料金統制額について

本協議会は、知事から検討を依頼された平成 29 年東京都公衆浴場入浴料金統制額について、社会経済の現状と今後の見通し、公衆浴場を取り巻く経営環境、利用者である都民生活の安定を図る観点の他、入浴料金統制額の試算結果を踏まえ、総合的な見地から慎重な審議を行った。

1 入浴料金統制額の試算結果

入浴料金統制額の試算は、都内の標準的な公衆浴場を選定して会計調査を実施し、その経営状況を把握したうえ、従前から採用している公益事業の料金算定方式である総括原価方式に従って算定した。その結果、公衆浴場入浴料金原価計算表のとおり、推定所要引上げ率は 1.168%と算定され、大人料金が現行の 460 円を 5 円引き上げることが必要であるとの試算結果となった。

2 経済情勢等その他入浴料金統制額を検討するに当たって考慮すべき事項

- (1) 消費税及び地方消費税（以下、「消費税」という。）の率が平成 29 年 4 月 1 日に、8%から 10%に引き上げられる予定であったが、「世界経済の不透明感が増す中、新たな危機に陥ることを回避するため、あらゆる政策を講ずることが必要となっていることを踏まえ、」との政府判断により、平成 31 年 10 月 1 日まで引き上げが再延期された。
- (2) 公衆浴場で費用負担の大きいガス料金等の燃料費は、最近値上がり傾向にあるが、これまでの動きを見ると、今後も緩やかに推移すると推察される。
- (3) 政府の消費者物価指数見通しで物価の上昇が見込まれ、今後、都民の家計負担が増すと予想される中、都民生活を直撃する入浴料金の引き上げは家計への影響が大きい。

3 入浴料金統制額に関する本協議会の結論

本協議会は、上記 1 及び 2 を踏まえ、入浴料金統制額を改定すべきかどうかを総合的に検討した結果、統制料金を据え置くことが適当であるとの結論に至った。

4 協議会意見

公衆浴場業界は、公衆浴場が地域における地域交流の拠点としての役割及び有用性を十分認識し、公衆浴場業の将来的発展に向けて、利用者サービスの一層の向上や新規利用者の拡大のため、次のことについて取り組むよう、本協議会として意見を表明する。

- (1) 浴場施設内の禁煙化及び無料で使えるボディーソープやシャンプー等の浴室への常備については、公衆浴場組合を中心とした積極的な取組により、状況が大きく改善したことは高く評価する。

引き続き、速やかに実施率 100%となるよう取組を進めるとともに、利用者ニーズや利便性に配慮したサービスの提供に努めること。

(2) 平成 28 年は銭湯を舞台にした映画やテレビドラマ、さらには情報番組でも銭湯が頻繁に取り上げられるなど、業界全体に大きな追い風が吹いた年でもあった。

こうした追い風を大きなチャンスと捉え、地域特性や立地条件を生かした独自の経営努力により利用者を増やし、収益増を図っている浴場もある。

こうした取組を、業界全体に浸透させるため、公衆浴場業界全体での情報共有をより一層図る必要がある。

先般、浴場組合は、浴場経営の意欲的な実例をまとめたアイデア集を作成するなど、業界全体への普及に努めているところであるが、成功事例についてさらなる情報の共有化を図り、個々の浴場が創意工夫を凝らした経営努力を行い、利用者拡大を図ること。

(3) 平成 28 年の訪日外国人の数は、過去最高の 2,403 万人に達している。

また東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催が 3 年後に迫っていることから、東京へのインバウンドは、今後、益々伸びていくと考えられる。このことは、外国人に日本の伝統文化である「銭湯」を知ってもらう絶好の機会でもある。

公衆浴場組合は、平成 28 年度、銭湯の応援団「銭湯サポーター」を活用した情報発信や外国人や銭湯未経験の若者を対象として「銭湯入門塾(銭湯見学会)」を開催し、新規顧客層の開拓を図る意欲的な取組を行っている。

また「WELCOME to SENTO」と題したステッカーを作成、各浴場に配布・貼付することで、積極的に外国人利用者拡大に努めている。

こうした公衆浴場組合の取組を高く評価するとともに、今後も我が国の入浴文化や銭湯ならではの魅力を国内外に広める取組を、さらに積極的に進めること。

(4) 公衆浴場が地域に根ざした拠点施設としてその役割を果たしていくため、ミニデイサービスや区市と連携した健康体操等の健康増進事業や、認知症高齢者の見守り等コミュニティの再生、利用者の安全を確保する耐震化の促進、使用燃料の都市ガスクリーン化や照明器具の LED 化等エネルギー利用の高効率化・最適化による二酸化炭素排出削減などについて、引き続き積極的に取り組むこと。